

報告第 8 号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 24 年 12 月 6 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

専決処分書

平成24年度足立区一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年11月19日

足立区長 近 藤 弥 生

平成 2 4 年度足立区一般会計 補正予算(第 3 号)

予 算 総 則

平成 2 4 年度足立区一般会計の補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 138,431 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 247,842,877 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 4 年 1 1 月 1 9 日専決処分

足立区長 近 藤 弥 生

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

科 目		補正前の額	補正額	計
款	項	(千円)	(千円)	(千円)
15	都支出金	14,088,726	138,431	14,227,157
	3 都委託金	1,228,509	138,431	1,366,940
歳入合計		247,704,446	138,431	247,842,877

歳出

科 目		補正前の額	補正額	計
款	項	(千円)	(千円)	(千円)
2	総務費	25,576,123	138,431	25,714,554
	5 選挙費	113,726	138,431	252,157
歳出合計		247,704,446	138,431	247,842,877